**物品売買契約書**

１　件名

２　品名、規格、数量

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　　名 | 品質・規格 | 数量 | 単位 | 単　価(円) | 金　額(円) |
| 例１）○○○ |  | １ | 式 | 500,000 | 500,000 |
|  |  |  |  |  |  |
| 例２）○○○ |  | 500 | 個 | 300 | 150,000 |
| △△△ |  | 5 | 台 | 20,000 | 100,000 |
|  |  |  |  |  |  |
| 計（税抜） | | | | |  |

３　売買代金　　　一金　　　　　　　　　　円也

　　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　一金　　　　　　　　 円也

　　　　「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第１項、第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、売買代金に110分の10を乗じて得た額である。

　　　　（注）〔　〕の部分は、受注者が課税事業者である場合に使用する。

　４　履行期限　　　令和　　年　　月　　日

　５　履行場所

　６　契約保証金　　　姶良市契約規則第36条　号により免除

上記の物品売買について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）との間において、別添の条項により物品売買契約を締結する。

この契約の証として本契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通保持する。

令和　　年　　月　　日

　　　　発　注　者　　住所　　姶良市宮島町２５番地

　　　　（　甲　）　　職・氏名　　姶良市長　　湯元　敏浩　　　　　印

　　　　受　注　者　　住所

　　　　（　乙　）　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　乙は、頭書に記載の物品（以下「物品」という。）を甲に売り渡し、甲はこれを買い受ける。

（納入の終了の通知）

第２条　乙は、物品の納入を終了したときは、納品書をもって、その旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第３条　甲は、前条の納品書を受理したときは、その日から10日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、検査をするものとする。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

２　検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

３　検査に合格したときは、甲は、現品を受領するものとする。

４　検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

（危険負担）

第４条　前条第３項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第５条　甲は、納入された物品に、種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しない状態等（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対し相当の期間を定めてその修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３　第１項に規定する場合において、甲が乙に対し相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。

４　追完請求、前項に規定する契約金額の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）が仕様書等の記載内容及び甲の指示により生じたものであるときはすることができない。ただし、乙がその仕様書等及び指示が不適当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

（契約不適合責任期間）

第６条　甲は、納入された物品に関し、第３条第１項及び第２項の規定による検査に合格し業務が完了又は成果物の引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から１年以内でなければ、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を理由とした追完請求、損害賠償の請求、代金減額請求及び契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、数量、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、前項の定めるところによる。

３　第１項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　甲が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この条において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　甲は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

（売買代金の支払時期）

第７条　甲は、検査が完了し、現品を受領した後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に売買代金を支払うものとする。

（契約の変更）

第８条　この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価に著しい変動を生じ、そのため売買代金の額が著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して売買代金の額を変更することができる。

２　乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して、その期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

３　前２項に定めるもののほか、甲は、必要があると認めるときは、この契約の内容に重大な変更を及ぼさない範囲において、この契約を変更することができる。

４　前項の規定により甲が契約を変更したことにより乙に損害を生じたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（納入遅延に対する遅延利息）

第９条　乙がその責めに帰すべき理由により納入期限までに物品の全部又は一部を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

２ 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、売買代金の額から甲が既に受領した部分に相応する売買代金の額を控除した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第10条　甲がその責めに帰すべき理由により第６条に規定する期間内に売買代金の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

２　前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払売買代金の額に対して財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４第１項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りでない。

（契約の解除）

第12条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

　⑴　乙の責めに帰すべき理由により頭書の納入期限又は第５条第１項の指定する期日までに良品を納入しないとき。

　⑵　前条の規定に違反したとき。

　⑶　前２号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、売買代金の額の100分の10に相応する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。

３　第１項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、甲が既に受領した部分があるときは、これを甲の所有とすることができる。この場合において、甲は、当該部分に相応する売買代金の額を乙に支払うものとする。

（費用の負担）

第13条　この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（契約に関する紛争等の解決）

第14条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。